

雇用保険二事業助成金 平成26年度予算の整理表(案)

雇用保険二事業助成金 平成26年度予算の整理票(案)

平成25年度雇用保険二事業助成金

	各種給付金名
1	雇用調整助成金
2	労働移動支援助成金
3	高年齢者雇用安定助成金
4	特定求職者雇用開発助成金
5	トライアル雇用奨励金
6	地域雇用開発助成金
7	通年雇用奨励金
8	両立支援助成金
9	人材確保等支援助成金
10	キャリアアップ助成金
11	障害者雇用促進助成金
12	認定訓練助成事業費補助金
13	キャリア形成促進助成金
14	建設労働者確保育成助成金

平成26年度雇用保険二事業助成金

	各種給付金名
1	雇用調整助成金
2	労働移動支援助成金
3	高年齢者雇用安定助成金
4	特定求職者雇用開発助成金
5	トライアル雇用奨励金
6	地域雇用開発助成金
7	通年雇用奨励金
8	両立支援等助成金
9	人材確保等支援助成金
10	キャリアアップ助成金
11	障害者雇用促進助成金
12	認定訓練助成事業費補助金
13	キャリア形成促進助成金
14	建設労働者確保育成助成金

内容見直し

内容見直し

内容見直し

内容見直し

内容見直し

内容見直し

内容見直し

内容見直し

※ 番号に○がつけてある助成金が諮問事項。いずれも平成26年4月1日施行予定。

高齢者雇用安定助成金の見直し

平成25年度			(百万円)		平成26年度(予定)			(百万円)	
助 成 金 名			25'予算額	24'事業評価	助 成 金 名			26'予算額	
高齢者雇用安定助成金					高齢者雇用安定助成金				
高齢者活用促進コース (一)			5,444	—	高齢者活用促進コース			7,713	
【事業概要】 ・高齢者の活用促進のための雇用環境整備として、新たな事業分野への進出等による高齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、定年の引上げ等の措置を実施した事業主に対して、助成金を支給する。 【助成金対象事業主】 ・高齢者の活用促進のため、雇用環境整備を実施した事業主 【支給額】 ・要した費用の2分の1(中小企業は3分の2) (60歳以上の被保険者1人あたり20万円を上限(上限500万円))					【見直し概要】 ・高齢者の活用を促進していくため、支給上限額を現行の500万円から1,000万円に引き上げる。 【事業概要】 ・高齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、定年の引上げ等の措置を実施した事業主に対して、助成金を支給する。 【助成金対象事業主】 ・高齢者の活用促進のため、雇用環境整備を実施した事業主 【支給額】 ・要した費用の2分の1(中小企業は3分の2) (60歳以上の被保険者1人あたり20万円を上限(上限1000万円))				
高齢者労働移動支援コース (一)			1,215	—	高齢者労働移動支援コース			641	
【事業概要】 ・定年を控えた高齢者でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。 【助成金対象事業主】 ・定年を控えた高齢者でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主 【支給額】 ・対象者1人につき70万円 (短時間労働者の場合は1人につき40万円)					【見直し概要】 ・公共職業安定所の紹介による再就職と民間職業紹介事業者による再就職の双方を対象とする。 ・改正高齢法の施行により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しないことによる離職者が定年後(現在は61歳以降)に生じることから、当該基準非該当離職者についても対象とする。 【事業概要】 ・定年を控えた高齢者等でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。 【助成金対象事業主】 ・定年を控えた高齢者等でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主 【支給額】 ・対象者1人につき70万円 (短時間労働者の場合は1人につき40万円)				

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成24年度決算額

両立支援助成金の見直し

平成25年度			(百万円)		平成26年度(予定)			(百万円)	
助 成 金 名			25'予算額	24'事業評価	助 成 金 名			26'予定額	
両立支援助成金				b	両立支援等助成金				
中小企業両立支援助成金(173百万円)			2,024		中小企業両立支援助成金				
代替要員確保コース			111		代替要員確保コース			121	
<<事業概要>> ・育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対して、助成金を支給する。 【助成金対象事業主】 ・中小企業事業主 ・育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰 等 【支給額】 15万円(※2の場合5万円加算) ※1 1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで ※2 両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、1企業当たり1回に限り、5万円を上乗せする。					改正なし				
休業中能力アップコース			52		休業中能力アップコース				経過措置 12
<<事業概要>> ・育児休業又は介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関する、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した『中小企業事業主』又は『構成事業主の過半数が中小企業事業主である事業主団体』に対して、助成金を支給する。 ①在宅講習 ②職場環境適応講習 ③職場復帰直前講習 ④職場復帰直後講習 【助成金対象事業主】 ・中小企業事業主 ・育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようなプログラムを実施等 【支給限度額】 1人当たり21万円を限度(※2の場合5万円加算) ※1 1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで ※2 両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、1企業当たり1回に限り、5万円を上乗せする。					<<見直し概要>> 廃止し、下記の経過措置を設ける。 【経過措置】 「休業中能力アップコース」について、平成26年3月31日までに育児休業又は介護休業を開始し、平成26年9月30日までに育児休業又は介護休業が終了した労働者のいる中小企業事業主であって、支給要件を満たすものについては、従前のとおり助成金を支給する。 ※平成26年度は、経過措置分として要求。				

継続就業支援コース	1,390		→
《事業概要》 ・育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させ、一年以上継続して雇用した100人以下の事業主であって、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に対して、助成金を支給する。（※初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以後に出た事業主が対象。） 【助成金対象事業主】 ・常時雇用する労働者の数が100人以下 ・育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続雇用し、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施 等 【支給額】 1人目40万円、2～5人目15万円			
期間雇用者継続就業支援コース	480		→
《事業概要》 期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用した中小企業事業主であって、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。 【助成金対象事業主】 ・中小企業事業主 ・1歳に満たない子を養育する期間雇用者が、正社員と同一の要件で利用できる育児休業制度及び原職等復帰措置について、労働協約又は就業規則に定めていること ・支給申請に係る労働者（育児休業期間が6か月以上であり、かつ、平成25年4月1日以後に育児休業を終了した者に限る。）が、育児休業終了後原職又は原職相当職に復職し、復職後6か月以上継続勤務していること 等 【支給額】 1人目40万円、2～5人目15万円（※1の場合1人目は10万円、2～5人目は5万円加算、※2の場合5万円加算） ※1 支給申請に係る労働者が正社員として復職した場合は、1人目は10万円、2～5人目は5万円を上乗せして支給する。 ※2 両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、1企業当たり1回に限り、5万円を上乗せする。			

継続就業支援コース	253
《見直し概要》 既に廃止し、下記の経過措置を設けている。 【経過措置】 「継続就業支援コース」について、平成25年3月31日までに育児休業が終了した育児休業取得者のいる事業主であって、支給要件を満たすものについては、従前のおり助成金を支給する。 ※平成26年度は、経過措置分として要求。	
期間雇用者継続就業支援コース	945
改正なし	

		0	
子育て期短時間勤務支援助成金(392百万円)		1,205	
<<事業概要>> ・子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、助成金を支給する。 【助成対象事業主】 ・少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を連続して6ヶ月以上利用 等 【支給額】 ・100人以下企業 1人目40万円、2～5人目15万円 ・101人以上企業 1人目30万円、2～10人目10万円			
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(3,518百万円)		2,949	
<<事業概要>> ・一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築若しくは建て替えを行った事業主又は事業主団体に対して、その費用の一部を助成する。 【助成対象事業主】 ・一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築、建て替えの実施 等 【限度額】 ・設置費、増築費(建替え) 1,500万円(中小企業2,300万円) ・増築費(増築) 750万円(中小企業1,150万円) ・運営費 保育所の規模や運営形態により最大1179.6万円 (ただし、一定額(定員一人あたり月額1万円(中小企業は5,000円)×施設定員(最大10人)×運営月数)を控除) ※1 設置費及び増築費については、2回(初年度及び3年度目から5年度目までのいずれかの年度)に分けて支給 ※2 運営費については、運営開始後5年間支給			

→

育休復帰支援プラン助成金(新規) ⇒平成26年度途中改正予定		150	
<<見直し概要>> 中小企業団体に配置された「育休復帰プランナー」の支援を受けて、「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育児休業を取得した場合、及び当該育休取得者が復帰した場合に中小企業事業主に助成金を支給する。 ※改正の理由 育児休業の取得等が進まない中小企業において育児休業等の利用及び職場復帰が円滑に行われるよう事業主に対する支援を行うことで、出産後も育児と仕事を両立して働き続けることを希望する労働者の雇用の安定を図るため。 【助成金対象事業主】 ・中小企業事業主 ・中小企業団体に配置されたプランナーによる支援を受けて、プランを策定及び導入し、対象労働者が育児休業を取得、及び当該育休取得者が復帰すること 等 【支給限度額】 1回30万円、1企業当たり2回まで			
子育て期短時間勤務支援助成金		856	
改正なし			
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金		5,195	
<<見直し概要>> 認定申請の際に、財務状況の確認資料、定員見込みに関する社内のニーズアンケート調査を新たに申請資料として提出を求める。 ⇒支給要領の改正で対応 ※改正の理由…会計検査院の処置要求への対応 本助成金を受給した場合、今後、病院内保育所の整備又は運営に係る補助の交付は受けられず、この逆についても同様に取扱う。 ⇒支給要領の改正で対応 ※改正の理由…H24省内事業仕分けの結果への対応 運営再開の見込みがないと判断された事業主に対しては、再開計画終了前であっても設置費、増築費の返還に関する指導を行うものとする。 ⇒支給要領の改正で対応 ※改正の理由…会計検査院の処置要求への対応			

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※（ ）内は平成24年度決算額

ポジティブ・アクション能力アップ助成金（新規）	121
《見直し概要》 企業が「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」内の「ポジティブ・アクション応援サイト」又は「女性の活躍推進宣言コーナー」に数値目標を設定して掲載し、ポジティブ・アクションとして女性の職域拡大、管理職登用等に必要とされる能力の付与のための一定の研修プログラムを作成・実行し目標を達成した場合に助成金を支給する。 ※改正の理由 ポジティブ・アクションとして「女性の職域拡大」「女性の管理職登用等」に向けた取組を積極的に行う事業主を支援するため、ポジティブ・アクション能力アップ助成金を創設。 【助成金対象事業主】 ・ポジティブ・アクションの数値目標を設定・宣言し、一定の研修プログラムを作成・実行し目標を達成した事業主 【支給限度額】 1企業当たり中小企業30万円、大企業15万円	

中小企業労働環境向上助成金の見直し

平成25年度

(百万円)

助 成 金 名	25'予算額	24'事業評価
人材確保等支援助成金		
中小企業労働環境向上助成金	770	—
【事業概要】 ・雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的として、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するもの。 【助成金対象事業主】 (個別中小企業助成コース) ・健康・環境・農林漁業分野等の重点分野関連中小企業事業主 ・介護関連事業主 (団体助成コース) ・健康・環境・農林漁業分野等の重点分野関連中小企業事業主を構成員として含む事業協同組合等 【支給額】 (個別中小企業助成コース) ・評価・処遇制度の導入 40万円 ・研修体系制度の導入 30万円 ・健康づくり制度の導入 30万円(※介護関連事業主に限る) ・介護福祉機器等の導入 導入に要した費用の1/2(上限300万円)(※介護関連事業主に限る) (団体助成コース) ・1年間の労働環境向上事業の実施に要した経費の2/3(認定組合の規模に応じて上限600万円～1,000万円)		

平成26年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	26'予定額
人材確保等支援助成金	
中小企業労働環境向上助成金	3,512
【見直し概要】 ・個別中小企業助成コースについて、重点分野関連事業主が健康づくり制度を導入した場合にも助成対象を拡充する。 【助成金対象事業主】 (個別中小企業助成コース) ・健康・環境・農林漁業分野等の重点分野関連中小企業事業主 ・介護関連事業主 (団体助成コース) ・健康・環境・農林漁業分野等の重点分野関連中小企業事業主を構成員として含む事業協同組合等 【支給額】 (個別中小企業助成コース) ・評価・処遇制度の導入 40万円 ・研修体系制度の導入 30万円 ・健康づくり制度の導入 30万円 ・介護福祉機器等の導入 導入に要した費用の1/2(上限300万円)(※介護関連事業主に限る) (団体助成コース) ・1年間の労働環境向上事業の実施に要した経費の2/3(認定組合の規模に応じて上限600万円～1,000万円)	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※平成25年度からの創設のため、平成24年度決算額・事業評価はなし

キャリアアップ助成金(人材育成コース)の見直し

平成25年度 (百万円)			平成26年度(予定) (百万円)		
助 成 金 名		25'予算額	24'事業評価	助 成 金 名	
キャリアアップ助成金(人材育成コース)		1,670		キャリアアップ助成金(人材育成コース)	4,238
【事業概要】 ・非正規雇用労働者に訓練を実施する事業主に、訓練に要した費用の一部を助成。 【助成金対象事業主】 ・非正規雇用労働者に訓練を実施する事業主 【支給額】 ・OFF-JT(賃金助成) 1人1時間あたり中小企業800円・大企業500円 ・OFF-JT(経費助成) 1人当たり次の額(実費が次の額を下回る場合は実費を限度) 100時間未満 中小企業10万円・大企業7万円 100時間以上200時間未満 中小企業20万円・大企業15万円 200時間以上 中小企業30万円・大企業20万円 ・OJT(実施助成) 1人1時間あたり中小企業・大企業700円				(見直し概要) ・派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練実施計画を作成し、派遣先事業主が紹介予定派遣で受け入れる派遣労働者を、訓練終了後に自社の正規雇用労働者として雇用することを目的に、派遣先事業所内での実習(OJT)と座学等(OFF-JT)を組み合わせた訓練を実施する場合に、派遣先事業主と派遣元事業主に訓練に要した費用の一部を助成する措置を追加。	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成23年度決算額

障害者雇用促進助成金

平成25年度

(百万円)

平成26年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	25'予算額	24'事業評価
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 【事業概要】 発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用した事業主に対する助成を行う。 【助成対象事業主】 発達障害者(手帳を所持しない者に限る)又は難病のある人を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主 【支給額】 50万円(中小企業135万円)	114	—
精神障害者等雇用安定奨励金 精神障害者雇用安定奨励金 【事業概要】 ・精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、精神障害者を新たに雇い入れるとともに、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して、奨励金を支給する。 【助成金対象事業主】 ・新たに精神障害者を雇入れ、以下のア～オのいずれかを実施する事業主 ア 精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱 イ 社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修 ウ 社内で精神障害に関する講習又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に関する講習を受講させる エ 在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置 オ 新規雇用した精神障害者が体調不良等により休職した場合に、精神障害者の代替要員を確保 【支給額】 ・上記ア～オに要した費用の1/2 (上限100万円)	84	—
重度知的・精神障害者職場支援奨励金		

助 成 金 名	26'予定額
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 【見直し概要】 ○ 民間職業紹介事業者の紹介により新たに雇用した事業主も対象とする。	355
精神障害者等雇用安定奨励金 精神障害者雇用安定奨励金 【見直し概要】 ○助成対象の取組に「新規雇用した精神障害者に対し、自らのストレスケアに関する講習を受講させた場合」を新設。	285
重度知的・精神障害者職場支援奨励金	

	【事業概要】 精神障害者等の雇用の促進・安定を図るため、新規雇用した精神障害者等の雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し、奨励金を支給。 【助成対象事業主】 新たに重度知的障害者又は精神障害者を雇入れ、職場支援員を配置する事業主 【支給額】 支給期間は2年間、職場支援員1人につき障害者は3人を上限 短時間労働者以外 月 3万円(中小企業 月4万円) 短時間労働者 月1. 5万円(中小企業 月2万円)		
障害者初回雇用奨励金(237)	240	X	
【事業概要】 公共職業安定所等の紹介により、初めて雇用率制度の対象となる障害者を雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に奨励金を支給する。 【助成対象事業主】 障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50～300人の中小企業) 【支給額】 120万円			

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成24年度決算額

	(見直し概要) ○精神障害者を雇用した場合の助成金の支給期間を2年から3年に延長		
障害者トライアル雇用奨励金	1772		
(見直し概要) ○平成26年度から雇用勘定により実施。 【事業概要】 公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等の紹介により障害者に対しトライアル雇用を行う事業主に対し奨励金を支給。 【助成対象事業主】 以下の障害者をトライアル雇用する事業主 ア 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介日 において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者 イ 紹介日前2年以内に、2回以上離職又は転職を繰り返している者 ウ 紹介日前において離職している期間が6箇月を超えている者 エ 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者 オ 精神障害者又は発達障害者のうち、その障害の特性等により、当初から1週間の所定労働時間を20時間以上として雇い入れることが困難な者 【支給額】 アからエまでに該当する雇入れ 障害者1人につき、月4万円 オに該当する雇入れ 障害者1人につき、月2万円			
障害者初回雇用奨励金	240		
(見直し概要) ○ 民間職業紹介事業者の紹介により新たに雇用した事業主も対象とする。			

認定訓練助成事業費補助金(震災特例分)の見直し

平成25年度			(百万円)	平成26年度(予定)			(百万円)
助 成 金 名		25'予算額	24'事業評価	助 成 金 名		26'予定額	
認定訓練助成事業費補助金		810	a	認定訓練助成事業費補助金		934	
【事業概要】 平成25年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を2分の1から3分の2に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を3分の1から2分の1に引き上げる。				【見直し概要】 東日本大震災の被災地への特例について、平成26年度末まで延長する。			

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成23年度決算額

キャリア形成促進助成金(東日本大震災に伴う特例措置)の見直し

平成25年度			(百万円)	平成26年度(予定)			(百万円)
助 成 金 名		25'予算額	24'事業評価	助 成 金 名		26'予定額	
キャリア形成促進助成金		230	a	キャリア形成促進助成金		74	
【事業概要】 被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材の育成を推進するため、キャリア形成促進助成金の特例措置（訓練経費や訓練中の賃金への助成率引き上げ（経費助成1/3→1/2、賃金助成1h当たり400円→1h当たり800円等）を行う。				【見直し概要】 東日本大震災の復旧・復興状況を勘案し、特定被災区域外におけるキャリア形成促進助成金の特例措置を廃止し、特定被災区域内の事業主のみを対象とする特例措置の延長を実施。			
【対象事業主】 ・ 特定被災区域（東京都を除く災害救助法適用市町村の区域）内に所在し、その雇用する労働者に職業訓練を実施する事業主 ・ 特定被災区域外において、震災等の影響に伴う事業活動の縮小等により、新たな事業展開のためその雇用する労働者に職業訓練を実施する中小企業事業主							

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成23年度決算額

建設労働者確保育成助成金の見直し

平成25年度 (百万円)			平成26年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	25'予算額	24'事業評価	助 成 金 名	26'予定額
建設労働者確保育成助成金(ー)	3,797	—	建設労働者確保育成助成金	4,151
【事業概要】 ・建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するもので、建設業における若年労働者の確保並びに育成及び技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上を図るもの。 【助成金対象事業主】【支給額】 (別紙のとおり)			(見直し概要) ① 認定訓練の賃金助成額の見直し ○ 認定訓練の賃金助成額の拡充(現行:4,000円→改正後:5,000円) ② 技能実習の経費助成率・賃金助成額等の見直し ○ 技能実習(委託の場合)の経費助成率の拡充(現行:7割→改正後:8割) ※ 被災三県以外 ○ 被災三県の技能実習の経費助成率の拡充(現行:9割(委託の場合7割)→改正後:10割)＜暫定措置＞ ○ 技能実習を委託して実施する場合の委託先の追加 現行:登録教習機関又は登録基幹技能者講習実施機関 改正後:登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関又は中小建設事業主団体 (当該技能実習について、本助成金の技能実習の経費助成対象となる講習を実施する中小建設事業主団体に限る。) ○ 技能実習の賃金助成額の拡充(現行:7,000円→改正後:8,000円) ○ 助成対象訓練の拡充(技能実習の一部として追加) 建設業法第27条第1項の技術検定に関する訓練 (教育訓練給付金の対象となる訓練であって、指定教育訓練実施者に委託して行うものに限る。)の追加 (経費助成)受講料の8割＜中小建設事業主又は中小建設事業主団体＞ ※ 1つの訓練について、1人当たり20万円を上限 ※ 被災三県の中小建設事業主等は10割＜暫定措置＞ (賃金助成)建設労働者1人につき、8,000円に、当該訓練を受けさせた日数(1つの訓練について、20日分を限度とする。)を乗じて得た額 ＜中小建設事業主＞ ③ 若年者に魅力ある職場づくりコース(事業主)の助成額等の見直し ○ 若年労働者の確保及び職場への定着に資する雇用管理制度の整備に関する事業のうち、雇用する労働者に対して雇用管理研修等を受講させた場合の賃金助成額の拡充(現行:7,000円→改正後:8,000円)	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成24年度決算額

別紙(現行制度)

コース		概要	支給対象者	助成額
認定訓練	経費助成	職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	中小建設事業主または中小建設事業主団体	1人1月あたり4,400円など (訓練の課程等によって助成額が異なる)
	賃金助成	雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	中小建設事業主	認定訓練を受講した建設労働者1人1日当たり4,000円
技能実習	経費助成	技能実習(建設労働者の技能の向上のための実習)を行った場合、経費の一部を助成	中小建設事業主または中小建設事業主団体	技能実習の実施に要した実費相当額の9割(委託の場合は受講料のうち事業主が負担した額の7割)。 ※ 1つの技能実習について、1人当たり20万円を上限
	賃金助成	雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成	中小建設事業主	技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり7,000円 ※ 1つの技能実習につき20日分を上限
雇用管理制度	整備助成	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修体系制度、健康づくり制度)を導入・適用した場合、経費の一部を助成	中小建設事業主	評価・処遇制度:40万円、研修体系制度:30万円、健康づくり制度:30万円
若年者に魅力ある職場づくり	経費助成(事業主)	若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	中小建設事業主	①と②の合計額 ①実施経費の2/3 ②雇用する労働者に有給で雇用管理研修等を受けさせた場合は、雇用管理研修等を受講した労働者1人1日当たり7,000円(1つの雇用管理研修等について、6日分を上限) ※ 1事業年度について200万円を上限
	経費助成(事業主団体)	若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	中小建設事業主団体	実施経費の2/3 ※ 1事業年度について、中小建設事業主団体の規模に応じて1,000万円又は2,000万円を上限
建設広域教育訓練	推進活動経費助成	建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動を行った場合、経費の一部を助成	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人	実施経費の2/3 ※ 訓練人日に応じて4,500万円～9,000万円を上限
	施設設置等経費助成	認定訓練の実施に必要な施設の設置又は整備を行った場合、経費の一部を助成	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人	実施経費の1/2 ※ 3億円を上限
新分野教育訓練	経費助成	建設労働者を継続して雇用しつつ建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した場合、経費の一部を助成	中小建設事業主であって、新分野教育訓練終了後1年以内に新分野事業に確実に進出すると認められる事業主	①と②の合計額 ①教育訓練終了後(新分野事業進出への進捗が確実に認められる場合に限り)→教育訓練に要した経費の1/3 ②新分野進出後→教育訓練に要した経費の1/3 ※ ①及び②それぞれにおいて、1人当たり20万円かつ1対象訓練当たり200万円を上限
	賃金助成	雇用する建設労働者に有給で建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	中小建設事業主であって、新分野教育訓練終了後1年以内に新分野事業に確実に進出すると認められる事業主	①と②の合計額 ①教育訓練終了後(新分野事業進出への進捗が確実に認められる場合に限り)→1人1日当たり3,500円 ②新分野進出後→1人1日当たり3,500円 ※ ①及び②それぞれにおいて、1対象訓練について40日を上限
作業員宿舎等設置	経費助成	被災三県に所在する建設工事現場で作業員宿舎等を賃貸した場合、経費の一部を助成	中小建設事業主	作業員宿舎等の賃借に要した経費の2/3 ※ 1事業年度あたり200万円を上限